

社保通信をお届けします。P1,2.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

本日、令和6年度診療報酬改定 抜粋版の説明動画、(日歯)ベースアップ評価料届出の手引きを県歯ホームページにアップロード致しました。

また、令和6年度診療報酬改定関係資料を県歯ホームページに下記の項目をアップロードしております。

随時、更新予定のため皆様ホームページでのご確認よろしくお願いたします。

4月22日(月)	令和6年度診療報酬改定と賃上げについて～今考えていただきたいこと (歯科医療機関の場合)厚労省 YouTube 動画
	厚労省 評価料支援ツールについて
4月30日(火)	歯科外来・在宅ベースアップ評価料届出のためのエクセルファイル
	記載上の注意点
	ベースアップ評価料のⅠ届出様式と賃金改善計画書の記載例
	ベースアップ評価料のⅡ届出様式と賃金改善計画書の記載例
5月1日(水)	(県歯)歯科外来・在宅ベースアップ評価料届出説明動画
5月7日(火)	(県歯)令和6年診療報酬改定講習会 抜粋 動画説明
	(日歯)ベースアップ評価料届出の手引き

疑義解釈(その3)が4月 26 日に発出されました。
ベースアップ評価料の部分を抜粋しましたのでご活用ください。

疑義解釈(その3)

令和6年4月 26 日発出

問1 新設した医療機関又は訪問看護ステーションにおいて、「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「O101」外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「O102」入院ベースアップ評価料、「診療報酬の算定方法」別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「P101」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「P102」入院ベースアップ評価料並びに「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「O6」訪問看護ベースアップ評価料(以下単に「ベースアップ評価料」という。)の届出を行うに当たって、対象職員に対する給与の支払い実績は必要か。

(答) 必要。ベースアップ評価料の種類に応じて、給与の支払い実績として必要な期間は以下のとおりとする。

○ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)については届出前の最低1月における給与の支払い実績が必要。

○ 外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、入院ベースアップ評価料、訪問看護ベースアップ評価料(II)については、届出様式における「前年3月～2月」、「前年6月～5月」、「前年9月～8月」、「前年12月～11月」とあるのは、それぞれ「前年12月～2月」、「3月～5月」、「6月～8月」、「9月～11月」と読み替え、当該期間の給与の支払い実績が必要。

～県歯注釈～

新規開業した医療機関は最低1月の給与支払い実績があれば歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)は施設基準の届出ができる。歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)については最低3月の給与支払い実績があれば届出することができる。

問3 ベースアップ評価料と政府目標(令和6年度+2.5%、令和7年度+2.0%のベースアップ)の関係如何。

(答) 当該評価料の算定にあたっては、施設基準において、その収入の全額を対象職員のベースアップ等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に用いることが要件とされている。その上で、さらに当該評価料以外の収入や、賃上げ促進税制などの活用により、政府目標の達成を目指すことが望ましい。

～県歯注釈～

政府目標は必ず達成する必要はなく自院でのできる限りのベースアップで可。しかし、ベースアップ評価料は全て対象職員の増加分で使い切ることが必要。